

東京都北区擁壁等安全対策支援事業助成要綱

17 北 ま 建 第 105 号
平成17年7月29日 区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地震、台風及び集中豪雨等の自然災害に備えて、がけ及び擁壁（以下「擁壁等」という。）の改善工事を行う者に対し、当該改善工事に必要な経費の一部を助成することにより、建築物の安全性の向上を図り、もって区民の安全の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) がけ 傾斜地のうち傾斜が2分の1勾配を超える角度をなす土地をいう。
- (2) 擁壁 がけの崩壊を防ぐための土留めであり、常に土圧を受ける工作物で鉄筋コンクリート造、間知石積造等であるものをいう。
- (3) 土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項により指定された区域をいう。
- (4) 総合評価ランク
区が実施した「がけ・擁壁等現況調査」に基づき、がけ・擁壁等の健全度をAからEまでの5段階で評価したもの

(道路等の定義)

第3条 この要綱において、道路等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項各号に規定する道路で、道路境界が明確なもの
 - (2) 法第42条第2項に規定する道路で道路中心から2.0メートル後退するもの
 - (3) 法附則第5項に規定する道路で、道路境界が明確なもの
- 2 この要綱において、道路等に面する範囲とは次のとおりとする。
- (1) 道路境界線と平行で3.0メートル以内のものとする。
 - (2) 工事後の擁壁の一部を車庫等の用途にする場合、その部分は対象外とする。

(助成対象)

第4条 助成の対象は、区内にある擁壁等のうち防災上危険であり、安全対策として工事を行う必要があるもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路等に面する高さが1.5メートル以上のもの又はその部分を有する一連のもの

- (2) 道路等に面するもの以外のもので、高さが2.0メートルを超えるもの又はその部分を有する一連のもので、工事後の擁壁の高さが2.0メートルを超えるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡又は貸付を業とする者（以下「不動産業者等」という。）が当該業のため所有し、又は占有する擁壁等は助成の対象としない。ただし、不動産業者等が共有者であり、その持ち分が2分の1未満である場合は対象とすることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるものについては、同項各号に掲げる要件に該当しない場合にあっても助成の対象とする。

(助成対象工事)

第5条 助成の対象の工事は、次に掲げる工事とする。

(1) 擁壁新築工事

ア 鉄筋コンクリート造又は既製コンクリート造等で、構造計算により安全を確認した擁壁を新築する工事

イ 間知石積又は練積み造等で、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）による基準を満たす擁壁を新築する工事

(2) 既存擁壁改修工事

既存擁壁を改修することにより法及び建築基準関係規定に適合する擁壁となる工事

(対象者)

第6条 助成の対象者は、第4条に規定する助成の対象となる擁壁等の所有者又は占有者で、住民税を滞納していないものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、第5条に規定する擁壁新築工事又は既存擁壁改修工事（以下「工事」という。）に要する消費税分を除く経費の3分の1（千円未満は切捨て）とする。ただし、400万円を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合評価ランクD（不健全）又はE（著しく不健全）と評価された擁壁等については、工事に要する消費税分を除く経費（地盤調査費及び設計費を含む。）の2分の1（千円未満は切捨て）とする。ただし、1,000万円を限度とする。
- 3 第4条第1項第2号に該当するものであって、土砂災害特別警戒区域内にあるものについては、工事に要する消費税分を除く経費（地盤調査費及び設計費を含む。）の2分の1（千円未満は切捨て）とする。ただし、600万円を限度とする。
- 4 事業は、国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づく補助金を充て、予算の範囲内で執行する。

(工事費の算定)

第8条 工事費の算定については、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書は、内訳書を添付し、適正な単価を積み上げるものとする。
- (2) 除却撤去費を含むものとする。
- (3) 附属する門扉の費用は対象外とする。
- (4) 擁壁の一部に築造する階段を含むものとする。
- 2 除却撤去費については、次のとおりとする。

- (1) 「道路等に面する範囲」の擁壁等除却解体費用を対象とする。
 - (2) 建築物基礎を兼用している擁壁の除却解体費は対象外とする。
 - (3) 解体する擁壁等の上部門塀の除却解体費は対象外とする。
 - (4) 樹木の撤去費は対象外とする。
- 3 不動産業者等が共有者である場合、不動産業者等の工事費の負担分は対象としない。

(事前相談及び全体設計承認)

第9条 当該事業の助成を受けようとする者は、次条の規定による申請をする前にその内容について、区長に相談しなければならない。

- 2 当該事業がやむを得ず2か年度にわたる場合における当該事業の助成を受けようとする者は、次条の規定による申請を行う前に、擁壁等安全対策支援事業全体設計承認申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。当該事業に要する経費の総額を変更する場合も同様とする。
- 3 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、承認を決定したときは、擁壁等安全対策支援事業全体設計承認通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(対象承認の申請手続)

第10条 助成を受けようとする者は、工事に係る契約前かつ工事着手前に、次に掲げる書類を添付のうえ擁壁等安全対策支援事業助成対象承認申請書(別記第3号様式)により申請しなければならない。ただし、区長が特に認める場合には、次に掲げる書類のうち区長が指定する書類の添付を省略することができる。

(1) 設計図書

- | | |
|---------|---------------------------|
| ア 案内図 | 縮尺、方位、目標物 |
| イ 配置図 | 縮尺、方位、敷地境界線、高低差、擁壁の位置及び長さ |
| ウ 立面図 | 縮尺、高さ、水抜き穴の位置及び使用材料の種類 |
| エ 構造詳細図 | 縮尺、各部の寸法及び配筋詳細 |
| オ 構造計算書 | 応力計算及び断面算定 |

(2) 工事見積書

(3) 当該土地の登記事項証明書 6箇月以内に発行されたもの

(4) 住民税を滞納していないことが確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類

- ア 通年で住民税を納税していることが確認できる書類の写し
- イ 現在非課税であることが確認できる書類の写し

(5) その他必要と認める書類

2 区長は、前項の擁壁等安全対策支援事業助成対象承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象承認通知書(別記第4号様式)により、認めないときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象不承認通知書(別記第5号様式)により、当該申請者に通知する。

3 第1項の規定により申請をすることができる期間は、4月1日から12月28日までとする。ただし、期間の末日が、東京都北区の休日を定める条例(平成元年3月東京都北区条例第1号)の定める区の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日とする。

(検査及び報告)

- 第11条 前条第2項の規定により助成対象の承認を受けた者(以下「助成対象者」という。)は、速やかに契約を行い、工事に着手するとともに、着手後直ちに擁壁等安全対策支援事業着手届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長が必要と認めるときは、工事に対する検査を行い又は助成対象者から報告を求めることができるものとする。
 - 3 助成対象者は、助成対象工事が完了したときは、速やかに擁壁等安全対策支援事業完了報告書(別記第7号様式)を区長に提出しなければならない。
 - 4 区長は、前項の工事完了届を受領したときは、遅滞なく現場検査を実施するものとする。

(変更承認申請及び取りやめ届)

- 第12条 助成対象者が、申請内容を変更しようとするときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象変更承認申請書(別記第8号様式)により変更承認申請を行わなければならない。
- 2 区長は、前項の擁壁等安全対策支援事業助成対象変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該変更が適当と認めるときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象変更承認通知書(別記第9号様式)により、認めないときは、擁壁等安全対策支援事業助成対象変更不承認通知書(別記第10号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
 - 3 助成対象者が当該工事を取りやめ又は中止するために申請を取り下げようとするときは、擁壁等安全対策支援事業取りやめ届(別記第11号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

- 第13条 助成対象者は、第11条第3項の規定により擁壁等安全対策支援事業完了報告書を提出するときに、擁壁等安全対策支援事業助成金交付申請書(別記第12号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による報告及び申請をすることができる期間は、対象承認を受けた日から当該対象承認を受けた日が属する年度の1月31日までとする。ただし、第9条第3項の規定に基づき、全体設計承認の通知を受けた場合は、対象承認を受けた日から翌年度の1月31日まで(当該対象承認を受けた日が属する年度の2月1日から3月31日までの期間を除く。)とする。
 - 3 前項の規定による期間の末日が、休日に当たるときは、その期間の末日前の直近の休日以外の日までとする。
 - 4 前2項の規定による期間の末日について、区長が特に必要と認める場合は別の日を定めることができる。

(助成金の交付決定)

- 第14条 区長は、第11条第3項の擁壁等安全対策支援事業完了報告書及び前条の助成金交付申請書を受けたときは、その内容を審査し、助成金交付の可否及びその額を決定するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により、助成金を交付すべきものと決定したときは、擁壁等安全対策支援事業助成金交付決定通知書(別記第13号様式)により、当該申請者

に通知するものとする。

- 3 区長は、第1項の規定により、助成金の交付を行わないものと決定したときは、擁壁等安全対策支援事業助成金を交付できない旨の通知書（別記第14号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第15条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、速やかに擁壁等安全対策支援事業助成金請求書（別記第15号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 交付対象者は、助成対象事業の実施を請け負わせた事業者（以下「代理人」という。）に助成金の受領を委任することができる。
- 3 区長は、第1項の擁壁等安全対策支援事業助成金請求書が提出されたときは、速やかに交付対象者または代理人に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第16条 区長は、第14条第2項の規定により、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の交付を取り消すことができる。

- (1)虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
 - (2)工事上の重大な瑕疵が判明したとき。
 - (3)前2号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すときは、擁壁等安全対策支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第16号様式）により当該交付決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第17条 区長は、前条第2項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（申請者に対する指導）

第18条 区長は、申請者に対し、がけ又は擁壁等の安全性の向上が図れるように助言又は指導を行うことができるものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則（平成22年3月11日付21北ま建第2049号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に改正前の要綱の基準によりなされた手続きは、それぞれ改正後の要綱の基準によりなされた手続きとみなす。

付 則 (平成27年3月9日付26北ま建第2137号)
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日付27北ま建第2266号)
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月24日付31北ま建第2868号)
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年6月2日付2北ま建第1258号)
この要綱は、令和2年6月2日から施行する。

付 則 (令和4年1月5日3北ま建第2233号)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月29日4北ま建第2502号)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月21日付5北ま建第2514号)
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 付 則 (令和8年3月26日付7北ま建第2607号)
- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
 - 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱の改正前の様式による用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。